

総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会
液化石油ガス流通ワーキンググループ（第6回）議事要旨

日時：令和5年7月24日（月曜日）13時～15時

場所：経済産業省別館2階238各省共用会議室

出席者：

○委員：内山座長、浦郷委員、柴崎委員、高橋委員、豊國委員、中田委員、林委員、吉田委員

○オブザーバー：嘉村様（エルピーガス振興センター）、橘川様（国際大学・大学院国際経営学研究科）、
村田様（全国LPガス協会）、吉田様（日本LPガス協会）

○関係省庁：国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 須賀課長補佐、国土交通省不動産・建設経済局参事官（不動産管理業）付 高城課長補佐、不動産・建設経済局不動産業課 村田課長補佐、消費者庁消費者政策課 大木政策企画専門官

○事務局：定光資源・燃料部長、日置燃料流通政策室長

議事概要

事務局から資料3「商慣行是正に向けた対応方針と実効性確保の方策」を、林委員から資料4「消費生活相談におけるLPガス相談の現状」を、浦郷委員から「賃貸集合住宅における実効性の確保に向けての提案」を説明後、委員からの主な意見は以下のとおり。

■議論の進め方

- ・今までの枠組み議論から、どう対応するか、どう実効性のあるものにするか、という観点から非常に検討しやすい形に整理いただいたと思う。
- ・議論の進め方について、公平性、実効性、安定性の3つのポイントから見ると、具体的に掘り下げた結果、非常に方向性のある方策を提示いただいたと評価している。
- ・あくまで一般論だが、どんな産業でも業界リーダーが存在し、その業界リーダーがちゃんとしていれば、ハードローをゴリゴリ作るとはならず、どちらかというソフトローの中で物事が運ぶと思うが、この問題は長年の時間がかかっている中でも解決せず今に至っている状況であるため、省令改正というハードローな世界に踏み込むフェーズに入っている。
- ・抜け道の話をしているが、抜け道をやることを許さないよう、業界全体できちんとやっていただきたい。またこれは不動産業界も関わっていることなので、国交省の方、経産省と連携しながらぜひお願いしたい。
- ・今日でこのWGは一区切りか。

（事務局からの回答）

⇒大きな方針を示させていただいたという意味では今回が一区切りとはなるが、本日の意見等も踏まえた報告書を御確認いただく機会を設けることを考えている。

■賃貸集合住宅（無償貸与）

- ・新制度移行を見越して、現在すでに過大な営業行為に拍車がかかっている問題もおこっており、賃貸集合住宅の消費者の利益保護のためには抜け道をどう防ぐか、だと思ふ。付帯して注意いただきたいことは、3部料金制の徹底によって必要な機器以外の設備計上が禁止されることで、ガス漏れ警報器の設置が進まなくなる可能性など副作用が懸念されている。

- ・最近は大手建設業者が集合住宅を借りる際、「ガス料金は安くしたんだが、いろいろものを付けると…」と行って、高い値段をつける。つまり不動産業者、仲介業者がしっかりしないと始まらない。こういう一部の業者のせいで、業界全体が白い目で見られるのは極めて気の毒である。
- ・3部料金制の情報提供でLPガス事業者に努力義務を課す場合、不動産事業者にも同様の措置を講ずるようにお願いしたい。入居前の賃貸集合住宅で情報提供を徹底することが重要だと思う。LPガス事業者と不動産関係事業者の連携が必須で、LPガス販売事業者が提供する料金を、不動産関係事業者を経由して入居希望者に届くというルートをマニュアル的に定型スキームとして機能するように、制度的に担保できるか、連携した検討を期待している。
- ・業界が定めている「LPガス販売指針」の第2章の取引適正化についての記載の中で、不当な利益による顧客誘引があり、すでに販売指針の中に位置づけられているため、法技術的な議論は必要だと思うが、液石法の中でオーナーを含めて規制をかけていくことは合理的で十分可能だという風に考えている。
- ・賃貸の3部料金制について、当然新規契約の設備費はゼロとなり、既存契約の設備費は金額が出てくる。まさにそこで大混乱が起きると意見もあったが、今まさにそこが問題なわけだからそこを明示させる必要がある。

■戸建て住宅（貸付配管）

- ・既存の貸付配管のガス契約と新規契約をどうするか、分けて考えるのが重要だと思う。既存の貸付配管契約のほとんどの場合、ガス事業者が行っている契約であり、これが無効だということ、業界全体に大きな影響があるため慎重に考えていただきたい。
- ・注文住宅ではない戸建ての場合ではあるが、消費者は、契約の段階で配管の存在を初めて知らされることがあり、すでにローンも組んでいるので止む無く契約する。不注意もあるかもしれないが、この後ガス代が高いからと切り替えようとする、精算金を払わないと切り替えられないということになる。原則無償配管をやめていくべきだと思う。
- ・既存契約をどうするかは大きな問題であり、3部料金制で見える化するのか、一気に償却して精算するのか、価値が減損していく中で金額をどう考えるかは重要。いずれにしても、ガス事業者と建設会社の問題であり、そこに消費者を関与させるのは問題を複雑化させる場合もあると思う。
- ・液石法に関連して弱い付合のロジックに立って措置いただきたい。3月のWGで経産省から提示した資料4のp24に平成11年（1999年）の経済産業省による流通アクションプランにおいて、弱い付合によって所有者が配管の所有権を得る見解を示している。
- ・事業者は無償配管を辞めたほうがいい。いろんなトラブルが生じていることも考えると、賃貸での無償器具をやめようというのと同様、戸建ての配管も新規はやめておこうというのが消費者にとっても非常に明確になるのではないと思う。・戸建てで3部料金制を採用した際、業者切り替え制限があるという話もあるが、どう共存させていくのか。戸建てで3部料金制をとってれば15年契約とかでもいいのか。

（事務局からの回答）

⇒過大な営業行為や契約の切り替え制限の条件に該当するかという観点から、その妥当性を考慮していくことかと思う。一律に何年が良い、悪いではなく、例えば消費者とどのように合意しているのかという点も判断の要素になりうるだろうが、過大な利益供与が契約の切り替え制限として機能している実態があることも踏まえると、過大な営業行為などのところで判断していくことになるかと思う。

■制度改正の方向

- ・大手事業者は、法律に違反しなければ何をやってもいいという考え方を取っており、抜け道を考えている。正常な商慣行とはなにか、色々な省庁で手助けして規制しないとうまくいかない。

- ・過大な営業行為について、消費者としても業界としても歓迎している。全く関係のない設備投資に規制が入ることは非常に評価している。これは業界、経産省だけの問題だけではないと思っており、国交省側からも強く不動産あるいは管理会社に対して、取組強化をお願いしたいと思う。
- ・新制度施行時点で現行制度での契約が破棄になってしまうと、契約破棄、新契約への切り替えおよびそれに伴う消費者への金銭的負担発生は、省令改正によるやむを得ないものであると思っているため、行政から公に発信することで無用な混乱回避をお願いしたい。
- ・ルールを明確にしていきたい。今回の資料でも法令のレベルで記載しているが、どうしても抽象的な書き方にならざるを得ないところがあるため、通達、ガイドライン等でかみ砕いて、実際に即してわかりやすい基準をお願いしたい。
- ・正常な商慣行について、何が違法で合法か、線引きをしっかりと行っていただきたい。また解釈、通達、ガイドラインでの記載が具体的になるよう、公正取引委員会、消費者庁などの関係省庁とも調整いただきたい。
- ・ガス漏れ警報器の話もあったが、消費者の安心確保のためにも例えば基本料金の対象にするなどの対応も必要だと思う。検討していただきたい。
- ・LP ガスの販売現場では、通常価格、貸与価格、売り込み価格の3通りが存在し、切り替え提案時に売り込み、時間の経過とともに通常価格を大きく超えて高額な貸与価格となり、現在の社会問題にまで発展しているものと思う。これには公表料金の公表基準ルール化が必要と考える。行政にはいまだ料金公表を行っていない事業者に対する罰則規定と料金公表の基準をしっかりと決めていただきたい。
- ・ガス代が不当に高く、家賃が不当に安いという問題があって、そのガス代を家賃に戻す作業もあるので、必ずしも消費者が支払う額が減ることにつながるわけではない。取引として正すということである。本来は経過措置を作らず、3部料金制をすぐ入れて設備のところには当面はそこまで入っています、と明示する等こういうやり方でアプローチして、ルールをシンプルにしないといけない。猶予期間が必要ならば、なるべく短くする。そのうえで、設備料金をちゃんと表出した業者について、HP 上でうまく評価していく仕組みが必要だと思う。・当然国交省の協力ができないと思う。私は、大家さん、その先の不動産取引業界、さらにその先の住建メーカーがいると思っている。このWGには不動産取引業界までしか入っていないので、そういうのを視野に入れていただきたい。きちんとした住建メーカーはこの動きを受けて、不正な営業はしないと宣言しているところもあるので、それが実効性を高めてくれると思う。

■その他

- ・消費者保護が重要であり、消費者の利益が損なわれていることが問題である。
- ・今回の提言を受けて大きく踏み込んだ内容となり、消費者を犠牲にした異常な日常が一日も早く正常化へと解決しなければならぬと強く確認した。
- ・長年この業界の消費者に相場的な料金が認識されていないとの印象がある。いろいろな意味で情報解禁されていない問題があると思う。大手は大手でできない都合があるし、逆に末端側だとDXが進まない形で、情報共有がうまくできないということもあるように思う。その意味で、経済学でいう完全競争市場に届かないことがあると思う。